

西多行監報第2号
令和4年2月10日

西脇多可行政事務組合議会議長
西脇多可行政事務組合管理者様
西脇多可行政事務組合公平委員会

西脇多可行政事務組合
監査委員 棚倉和久
同 吉田政義

令和3年度西脇多可行政事務組合定期監査結果報告書の
提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行したみだしの定期監査について、同条第9項の規定により結果報告書を提出します。

令和3年度

定期監査結果報告書

西脇多可行政事務組合監査委員

- 1 監査の対象
西脇多可行政事務組合
業務課、認定審査課、資源循環課
- 2 監査の期間 令和3年12月10日から令和4年1月27日まで
- 3 監査の期日等 令和4年1月27日
(関係職員の出席を求め、聴取等を実施した日)
西脇市役所(4階) ワークルーム
- 4 主たる監査項目
 - (1) 担当別業務及び人員配置状況
 - (2) 歳入歳出予算の執行状況
 - (3) 主要契約の執行状況
 - (4) 補助金・交付金及び負担金の交付状況
 - (5) 使用料・手数料の収納状況
 - (6) 懸案事項又は問題事項
- 5 監査の要領
監査の実施に当たっては、主たる監査項目に係る関係資料及び関係書類・台帳等(予算執行に係るものは令和3年10月末時点)の提出を求め、監査時点までの各事務事業等の説明を受け、質疑応答の方法で実施した。
- 6 監査の着眼点
監査資料として提出を求めた「懸案事項又は問題事項」について、その実情及び今後の対応等の説明を求め確認した。
- 7 監査の結果
あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、各課とも所管の事務事業については、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。
 - (1) 斎場施設等管理運営事業における遺体保冷庫購入費について内容を確認したところ、斎場内の霊安室に設置してある遺体保冷庫を増設するため、新たに1台を購入した。購入により、現在3台で運用している。斎場へ移送後、告別式までに日数を要する場合に使用していると説明を受けた。なお、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

- (2) 新ごみ処理施設整備事業における発注支援業務委託について概要を確認したところ、この業務は、新ごみ処理施設の整備に当たり、実施方針の決定、施設の細部を定める発注仕様書の作成、事業者選定に向けた募集要項や事業者選定基準等の作成など、事業者との契約締結までの一連の業務の実施について、数十年に一度の特殊な事業であることから、市町職員にはノウハウがないため、コンサルタントのノウハウを活用し、その支援を受けるものであるとの説明を受けた。なお、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。
- (3) 各課の「懸案事項又は問題事項」については、業務課では北部クリーンセンター処理施設等の解体撤去、認定審査課では市町申請（一次判定）から認定結果通知（二次判定）及び合議体間の審査判定の平準化、資源循環課では施設本体工事の着手に向けた業務実施の説明を受けた。なお、資源循環課における新ごみ処理施設の進捗状況を合わせて確認したところである。

本年度も引き続き、新型コロナウイルスの影響を受け、各課とも対応に苦慮されているところであるが、今後も各課業務運営においては住民サービス向上に取り組まれ、効率的かつ適正な執行に努められるとともに、職員の健康面においても十分留意され、より一層尽力されたい。